



わたしたちの理念 『養之如春陽』 (之を養うや春陽の如し)

私たちは、医療や福祉サービスの必要なご利用者の皆様に対して、
春の陽ざしのような優しく暖かい思いやりの心で接します

訪問介護(ホームヘルプ)サービスとは

介護を必要とされる方がご自宅で快適に生活をする事ができるよう、専門の職員がご自宅へお伺いし、身の回りのお世話や自立支援のためのサービスを行います。介護保険が適用されます。

サービスを利用できる方(利用要件)

- ①要介護1~5の認定を受けられた方
- ②要支援1、2の認定を受けられた方
- ※その他の利用については裏面をご参照下さい

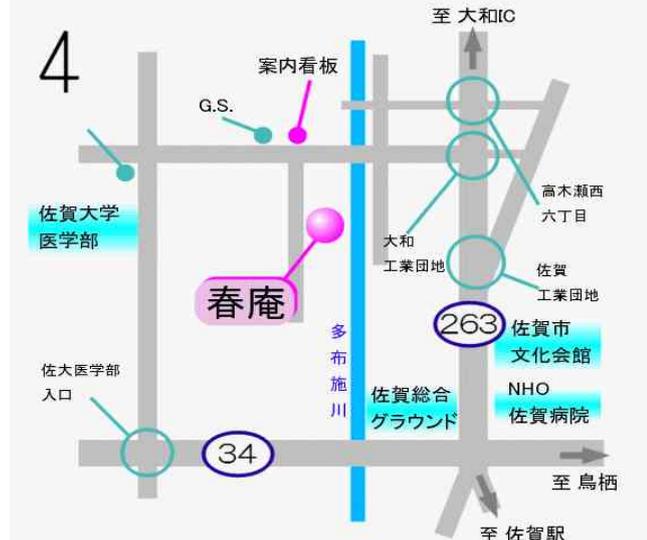
営業日

- 365日、いつでも対応することができます。
- 基本的なサービス提供時間帯8時30分~17時30分です。その他の時間帯については個別にご相談下さい。

利用可能な範囲

- ①佐賀市
(ただし川副町、諸富町、富士町、三瀬村を除く)
- ②小城市、及び神埼市の一部
(事業所より直線距離にて10km未満)
- ※その他の地域については別途ご確認下さい。
この場合、追加の交通費が必要となる場合があります

事業所(周辺地図)



サービス内容

- ◇身体介護：食事や排泄、入浴などの日常的な活動に対して、自立支援を目的とし、直接的な介助を行います。
 - ・入浴介助、清拭、排泄介助
 - ・食事介助、衣類の着脱 等
- ◇生活援助：自立支援を目的とし、掃除や洗濯、食事の準備といった家事の支援を行います。
 - ・洗濯、掃除、調理、買い物
 - その他の家事



- ◇以下のような内容についてはサービスの対象とはなりませんので、ご了承下さい。
 - 直接本人の日常生活の援助に該当しないもの
 - ～家族に対する援助 等
 - 援助を受けなくても日常生活に特に支障がないと思われるもの
 - ～草むしり、自家用車の洗車 等
 - 商品販売や農作業等の本人の生業に関すると思われるもの
- ※詳細について、または不明な点等につきましては、個別にご相談下さい。



ご利用開始に際して

- ◇利用には利用契約が必要です。
- ◇担当ケアマネジャーによる利用計画が必要です。
※介護サービスの利用経験がなく担当されている介護支援専門員がいらっしゃらない場合には別途ご相談ください。
- ◇利用料金のお支払いは、原則口座引き落としです。※取り扱いは佐賀銀行のみ



留意事項

- ◇活動日の変更や中止の場合は、できるだけ早めにご連絡下さい。
直前の場合はキャンセル料が発生しますので、ご注意下さい。
※当日キャンセル：300円 前日キャンセル：100円
- ◇訪問の際のお茶やお菓子等のおもてなしは一切ご遠慮いたします。



利用料金：要介護の場合

◇介護保険負担割合が1割の場合

ご利用料金		(単位:円)		
内容		基本料金	加算等	1回の利用につき必要となる料金
身体介護	20分～30分	274	55	329
	30分～60分	435	87	522
	60分～90分	635	127	762
生活援助	20分～45分	200	40	240
	45分～	246	49	295

※介護保険負担割合は所得に応じ1割、2割、3割(H30.8より開始)となります。
身体介護に引き続き生活援助サービスを受けることもできます。
職員配置など体制の変更で加算等が変わる場合があります。

利用料金：介護予防(要支援)の場合

◇介護保険負担割合が1割の場合

ご利用料金(負担1割の方)		(単位:円)		
内容		利用要件		月額
		要支援1	要支援2	
介護予防訪問介護(Ⅰ)	週1回程度利用	○	○	1,172
介護予防訪問介護(Ⅱ)	週2回程度利用	○	○	2,342
介護予防訪問介護(Ⅲ)	(Ⅱ)を超える利用	×	○	3,715

※介護保険負担割合は所得に応じ1割、2割、3割となります。
職員配置など体制の変更で加算等が変わる場合があります。

ヘルパー支援サービス(介護保険外の自費利用)

- ◇介護保険の認定の無い方(申請中、自立判定の方等)、また介護認定を受けられている方でサービス計画以外に何らかの援助を受けたい方は自費(保険適用外)での利用も可能です。

ご利用料金		
自費利用サービス	～1時間	2,000円
	以降30分毎に(上限2時間)	+1,000円

利用料金の詳細については、当事業所、又は担当の介護支援専門員までおたずね下さい